

# 宮崎市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を行う者に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付について宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において危険住宅とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次の各号のいずれかに該当する区域（以下「危険区域」という。）に存する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第3条第2項の規定により、法の規定を受けない既存不適格住宅（建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものを除く。）をいう。

- (1) 法第39条第1項の規定に基づき、建築基準法施行条例（昭和46年宮崎県条例第35号。以下「県条例」という。）第3条又は宮崎市災害危険区域に関する条例（平成18年条例第88号）第3条第1項に規定する災害危険区域
- (2) 法第40条の規定に基づき、県条例第5条の規定により建築物の敷地又は構造に関して制限されている範囲
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者となる者は、市内に存する危険住宅を除却し、又は危険住宅に代わる住宅を市内の危険区域外に建設、購入及び改修する者（当該危険住宅に居住する者に限る。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税を滞納している者（補助対象者と生計を同一にする者のいずれかが滞納している場合を含む。）。ただし、市税を滞納している者が、市税の完納その他市長が認める措置を行ったときは、この限りでない。
- (2) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者

## (補助事業、補助対象経費、補助金額等)

第4条 補助事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に存する危険住宅の除却事業
  - (2) 危険住宅に代わる住宅を市内の危険区域外に建設、購入及び改修する事業
- 2 補助の対象となる経費及び上限金額は、別表のとおりとする。
- 3 第1項第2号の危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の着手前までに補助金規則第3条に定める補助金等交付申請書に代えて宮崎市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1項第1号に規定する事業を行う者

- ア 事業計画書(様式第2号)
- イ 収支予算書(様式第3号)
- ウ 危険住宅位置図
- エ 危険住宅配置図(方位、縮尺、敷地境界及びがけの位置を明示)
- オ 危険住宅平面図(方位、縮尺を明示)
- カ がけ断面図(高さ、勾配等を表示)
- キ 除却前の住宅及びがけの写真
- ク 危険住宅の建物及び土地の登記簿謄本
- ケ 申請者及び申請者と生計を同一にする者の滞納無証明書
- コ 除却に要する経費を証明する書類
- サ 誓約書兼同意書(様式第4号の1又は4号の2)
- シ その他市長が必要と認める書類

(2) 前条第1項第2号に規定する事業を行う者

- ア 事業計画書(様式第2号)
- イ 収支予算書(様式第3号)
- ウ 危険住宅位置図
- エ 危険住宅配置図(方位、縮尺、敷地境界及びがけの位置を明示)
- オ 危険住宅平面図(方位、縮尺を明示)
- カ がけ断面図(高さ、勾配等を表示)
- キ 除却前の住宅及びがけの写真
- ク 移転先の位置図
- ケ 危険住宅の建物及び土地の登記簿謄本
- コ 移転先の土地の登記簿謄本
- サ 申請者及び申請者と生計を同一にする者の滞納無証明書
- シ 融資予定額証明書及び利子予定計算書
- ス 建設、購入及び改修に要する経費を証明する書類
- セ 誓約書兼同意書(様式第4号の1又は4号の2)
- ソ 移転先住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類  
(移転先住宅が新築の場合に限る。)
- タ その他市長が必要と認める書類

2 前条第1号及び第2号の事業を併せて行う者は、前項第1号及び第2号に規定する書類のうち重複するものについては提出を1部とすることができる。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合はその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると

認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を補助金規則第5条に定める補助金等交付決定書に代えて宮崎市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、次の条件を付するものとする。

- （1） 着手届を提出すること。
- （2） 補助事業が完了した場合は、事業実績報告書を提出すること。
- （3） 次のいずれかに該当する場合は、変更承認申請書を市長に提出すること。
  - ア 補助事業の内容を変更する場合
  - イ 補助事業を中止する場合
- （4） 危険住宅は、原則として除却し、除却後の跡地について適正な管理を行うこと。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（着手届）

第8条 第6条に規定する補助金の交付決定の通知を受けた者が補助事業に着手するときは、宮崎市がけ地近接等危険住宅移転事業着手届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（変更又は中止の承認）

第9条 第6条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、補助金規則第7条の規定にかかわらず宮崎市がけ地近接等危険住宅移転事業変更・中止承認申請書（様式第7号）に必要な書類を添えて申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する添付書類については、第5条の規定を準用する。この場合においては、変更又は中止の承認に必要と認める書類を添付するものとする。

（変更等承認の通知）

第10条 市長は、前条第1項に規定する申請を承認したときは、宮崎市がけ地近接等危険住宅移転事業変更・中止承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（事業実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助金規則第11条に定める補助事業実績報告書に代えて宮崎市がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 第4条第1項第1号に規定する事業を行った者
  - ア 危険住宅の跡地の写真
  - イ 危険住宅の除却等に係る契約書の写し
  - ウ 危険住宅の除却等に要した経費の請求書又は領収書
  - エ その他市長が必要と認める書類
- （2） 第4条第1項第2号に規定する事業を行った者
  - ア 移転先住宅の配置図及び各階平面図

- イ 移転先住宅の土地・建物登記簿謄本
- ウ 移転先住宅及び危険住宅跡地の写真
- エ 融資証明書の写し及び利子計算書
- オ 移転先住宅の建設、購入及び改修に係る契約書の写し
- カ 移転先住宅の建設、購入及び改修に要した経費の請求書又は領収書
- キ 移転後の世帯全員の住民票の写し
- ク 移転先住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが証明できる書類  
(移転先住宅が新築の場合に限る。)
- ケ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による事業実績報告書等を受領したときは、当該書類を審査し、及び確認検査を行い、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金規則第12条に定める補助金等交付確定通知書に代えて宮崎市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、宮崎市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を求めることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年10月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある既存の要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある既存の要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第4条関係）

補助事業の区分	補助対象経費	
	経費の内容	上限金額
危険住宅の除却事業	危険住宅の除却等に要する経費	1戸当たり 975 千円 （限度額の算出については社会資本整備総合交付金交付要綱に準じる。）
危険住宅に代わる住宅を市内の危険区域外に建設、購入及び改修する事業	危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得及び敷地の造成を含む。）及び改修をするために要する資金を銀行その他の金融機関から借り入れた場合における、当該借入金利子（年利率 8.5%を限度とする。）	1戸当たり、次の各号に掲げる経費につき、当該各号に定める額 （1）住宅の建設、購入及び改修に係る経費 4,650 千円 （2）土地の取得に係る経費 2,060 千円 （3）敷地の造成に係る経費 608 千円

※消費税は補助の対象外